

# 繊維産業における取引適正化推進のためのガイドライン

平成19年 6月 策定

平成23年11月 改訂

平成26年 2月 改訂

平成26年 6月 改訂

平成27年 3月 改訂

平成29年 3月 改訂

平成31年 3月 改訂

令和7年12月 改訂

経済産業省

## 目次

はじめに	3
第1章 取引慣行に関わる法規について	5
1. 概況	5
第2章 取適法	8
1. 適用範囲	8
2. 取適法の対象となる取引類型	9
3. 委託（発注）事業者の義務	13
(1) 委託事業者の4つの義務	13
(2) 義務の詳細	13
①発注内容等を明示する義務（法第4条）	13
②書類等の作成・保存義務（法第7条）	14
③支払期日を定める義務（法第3条）	15
④遅延利息の支払義務（法第6条）	15
4. 委託事業者の禁止事項	17
(1) 禁止事項（11の禁止行為）	17
(2) 禁止事項の詳細	17
①受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）	17
②製造委託等代金の支払遅延の禁止（法第5条第1項第2号）	20
③製造委託等代金の減額の禁止（法第5条第1項第3号）	23
④返品 of 禁止（第5条第1項第4号）	27
⑤買ったたきの禁止（法第5条第1項第5号）	29
⑥購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）	39
⑦報復措置の禁止（第5条第1項第7号）	40
⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（法第5条第2項第1号）	40
⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法第5条第2項第2号）	41
⑩不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（法第5条第2項第3号）	46
⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止（法第5条第2項第4号）	49
5. 取適法違反時の勧告・罰則等	51
【参考】受託中小企業振興法の振興基準	52
【参考】取適法及び独占禁止法上の留意事項	54
【参考】不正競争防止法への対応	56

## はじめに

繊維産業においては、紡績や製糸、製織・編立、染色加工、縫製、アパレル及び小売といった各工程が分業構造となった長いサプライチェーンを有している。当該サプライチェーンにおいて外注作業、委託加工、各種資材品供給等で、多くの中小受託事業者の協力を必要としている。

中小受託事業者の担う業務は、製品の品質・コスト競争力に直結するものも多く、中小受託事業者の競争力強化は、繊維産業の発展にとっても極めて重要な課題である。

繊維産業の事業者（以下「繊維企業」という）や中小受託事業者においては、適正な取引を追求することが双方にとってメリットを有することをまず認識すべきである。適正な取引が確保されることは、資源の最適配分を実現し、強靱なサプライチェーンを長期的かつ安定的に構築することにつながり、我が国の繊維産業の競争力強化に資するのである。

本ガイドラインでは、取引慣行に関わる法規、主に「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という）が求める義務や禁止事項などのルールを紹介し、特に繊維産業に関係があると考えられる事例を中心に紹介するとともに、繊維産業における具体的な取組例等について、整理している。なお、本ガイドラインで取り上げる問題事例はあくまでも例示であり、これらの事例が違法であるかどうかは、実際の取引に即した十分な情報を基にさらに精査する必要がある。

また、取適法は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）の課題を補完する意味から制定されたものである。取適法が適用される会社以外の取引先との取引において、取適法上の禁止事項は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用行為」に該当する可能性があることから、十分留意する必要がある。独占禁止法上の問題点であっても、特に取引適正化の観点から留意すべき点について記載した。

更に、本ガイドラインは、取適法に加え、広くサプライチェーンの取引適正化を進める上で留意が必要となる独占禁止法をはじめとした他の法令や通達、望ましい取引慣行についても扱っている。

なお、本ガイドラインは、繊維産業における製造委託等に係る適正取引等の推進のために、直接取引に限らず、当該事業者のグループ会社が担うと想定される事業についても留意点を記載している。

時 期	取引適正化に関する主な動き
平成 19 年 6 月	本ガイドラインの策定
平成 23 年 11 月	本ガイドラインの改訂
平成 26 年 2 月	本ガイドラインの改訂
平成 26 年 6 月	本ガイドラインの改訂
平成 27 年 3 月	本ガイドラインの改訂
平成 29 年 3 月	本ガイドラインの改訂
平成 31 年 3 月	本ガイドラインの改定
令和 2 年 1 月	2030 年にあるべき繊維業界への提言（日本繊維産業連盟）
令和 3 年 3 月	下請法「振興基準」の改正。 (1) 知的財産の取扱い、(2) 手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、(3) フリーランスとの取引、(4) 親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備などについて改正。
令和 3 年 12 月	「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・関係省庁）
令和 4 年 1 月	下請法の運用基準を改正。労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化。
令和 4 年 7 月	「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」策定（日本繊維産業連盟）
令和 4 年 7 月	下請法の「振興基準」を改正。できる限り現金払い、約束手形等のサイトを 60 日以内とし、約束手形をできるだけ利用しない。パートナーシップ構築宣言の実施・定期的な見直し。価格交渉促進に関する事項。
令和 5 年 11 月	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定（公正取引委員会）
令和 6 年 4 月	手形等のサイトの短縮についての方針公表（公取委） サイトが 60 日を超える長期の手形等を交付した場合、下請法の割引困難な手形の交付等に該当するおそれがあるとして指導する方針を公表。
令和 6 年 5 月	下請法の運用基準を改正。 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、下請法上の買ったたきの解釈・考え方が更に明確化。
令和 7 年 5 月	下請法改正（取適法が成立・公布）
令和 7 年 10 月	取適法の運用基準の公表（公正取引委員会）
令和 8 年 1 月	取適法の施行

(注) 繊維産業の自主行動計画「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値の向上に向けた自主行動計画（第 7 版、令和 6 年 7 月改訂）」とも連携し、取引適正化に努めていく。

# 第1章 取引慣行に関わる法規について

## 1. 概況

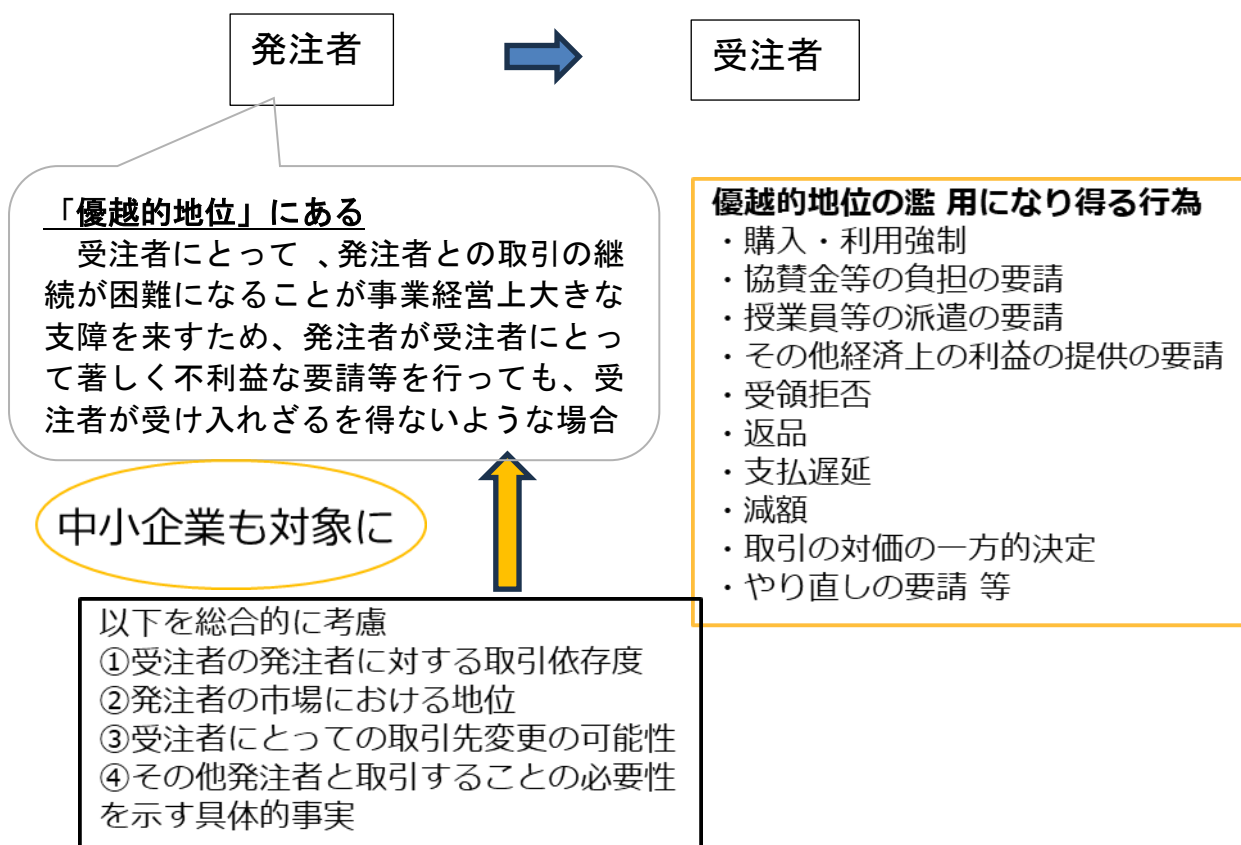
法令は企業が事業活動を行うに当たってのルールであり、法令を遵守することは企業の義務でもある。したがって、法令を十分に認識しておくことが必要であり、法令以外のルールや商慣習などについても法令に準じて対応していく必要がある。

企業が遵守すべき法令は様々あるが、本ガイドラインで取り上げている企業間取引の公正化を図るための法令としては、①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）や、②その補完法である製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」という）、③受託中小企業振興法等があるが、以下にその概要（ポイント）を紹介する。

### （1）独占禁止法

最も適用範囲が広いのは、独占禁止法であり、公正かつ自由な競争の促進のため、私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不公正な取引（優越的地位の濫用等）などを禁止し、事業者が事業活動を行う上での基本的ルールを定めている。

なお、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることそれ自体を禁じており、資本金・出資金により区分される委託事業者・中小受託事業者間の取引のみならず、全ての事業者間における取引に適用され得る。



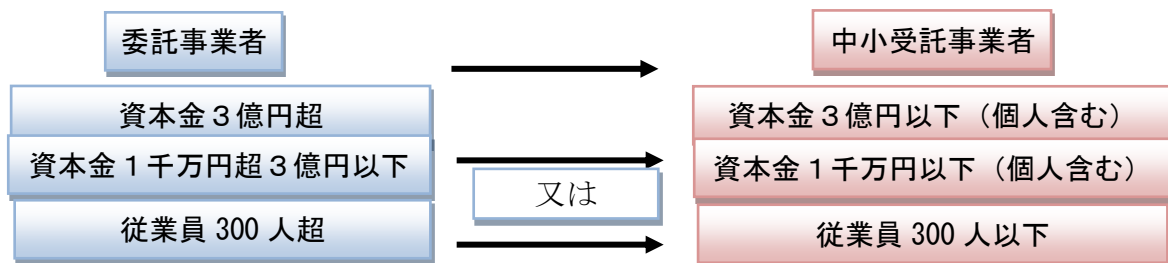
## (2) 取適法

独占禁止法の補完法である取適法は、委託事業者による中小受託事業者に対する優越的地位の濫用行為を迅速かつ効果的に取り締まるために制定された法律である。

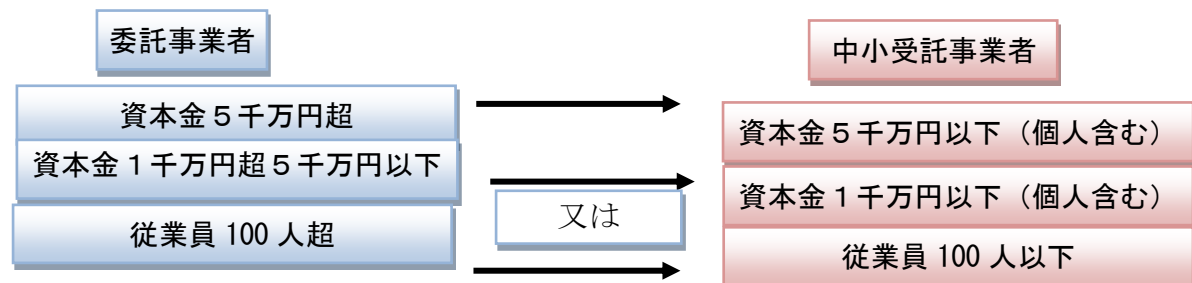
独占禁止法の優越的地位の濫用では、優越的地位を「受注者の発注者に対する取引依存度」、「発注者の市場における地位」、「受注者にとっての取引先変更の可能性」、「その他発注者と取引することの必要性を示す具体的事実」から総合的に判断するのに対し、取適法は、取引の発注者（委託事業者）を資本金・従業員区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱うことで、より迅速かつ効果的に規制している。

なお、取適法は、対象となる委託事業者の義務として、発注内容等の明示等の4つの義務及び買ったたきの禁止等の11の禁止行為を規定しており、これらの義務や禁止行為に反する行為は原則として取適法違反となる。

- ・ 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
- ・ 情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)



- ・ 情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)



委託事業者の義務

- ① 給付内容・その他事項の明示等
- ② 書類の作成・保存義務
- ③ 受託取引の支払期日を定める
- ④ 遅延利息の支払

委託事業者の禁止行為

- ・ 受領拒否
- ・ 製造委託等代金の支払遅延
- ・ 製造委託等代金の減額
- ・ 返品
- ・ 買ったたき
- ・ 物の購入強制・役務強制
- ・ 報復措置
- ・ 有償支給原材料等の対価の早期決済
- ・ 不当な経済上の利益の提供要請
- ・ 不当な給付内容の変更・やり直し
- ・ 協議に応じない一方的な代金決定

### （３）受託中小企業振興法

受託中小企業振興法は、委託事業者の協力のもとに、中小受託事業者自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう体質を根本的に改善し、独立性のある企業に育つことを目的としている。したがって、同じく中小受託事業者を対象にした取適法が指導・規制法規であるのに対し、受託中小企業振興法は受託中小企業の支援法としての性格を有する法律である。

なお、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として受託中小企業振興法第３条の規定に基づき、振興基準が定められている。

以上のとおり、取引に関する法令は複数存在し、それぞれ資本金区分等によって定義された用語が用いられるが、本ガイドラインにおいては、取適法を中心に記載することとし、わかりやすさの観点から、繊維企業に係る製造委託等取引の発注者を「委託事業者」、その受注者を「中小受託事業者」と記載することとする。

### （４）家内労働法

家内労働法とは、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めた法律である。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者及び家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければならない。

なお、家内労働法上の最低工賃が守られていない取引は、メーカー等において人件費等への不当なしわ寄せが行われている可能性があり、場合によっては取適法で禁止している不当な買いたたき等にも該当するおそれがあることから、発注元事業者は注意が必要である。

家内労働法で規定する最低工賃の額や対象となる業務内容等については、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定できることとされており、委託内容が同法に定める最低工賃等の対象となるか否か等については、必要に応じて、都道府県労働局へ確認することが望ましい。

## 第2章 取適法

### 1. 適用範囲

【令和7年の法改正で追加された事項】

●従業員数基準の追加（法2条第8項第5号、第6号、第9項第5号、第6号）

今回の法改正で、従来の資本金基準に加えて、従業員数基準を追加した。

今後は、資本金基準か従業員数基準を満たす場合には、取適法の適用対象となる。

取適法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を、

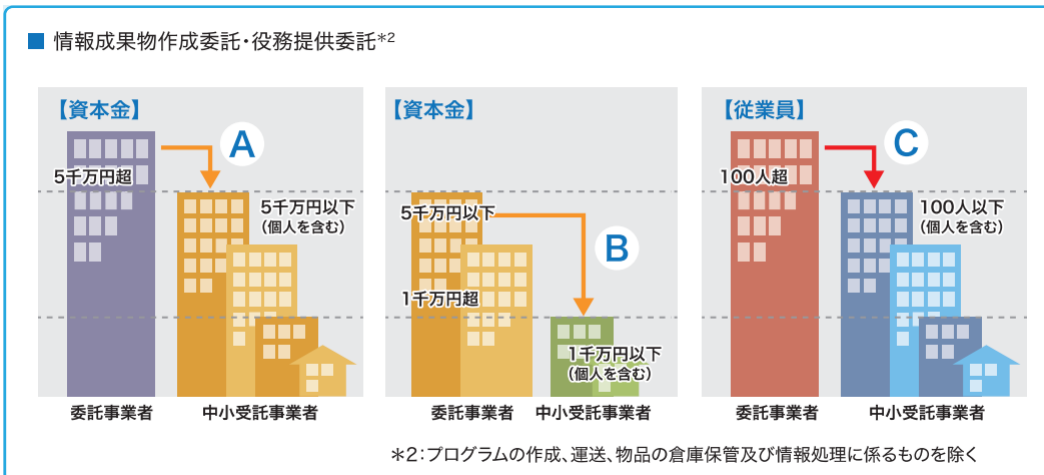
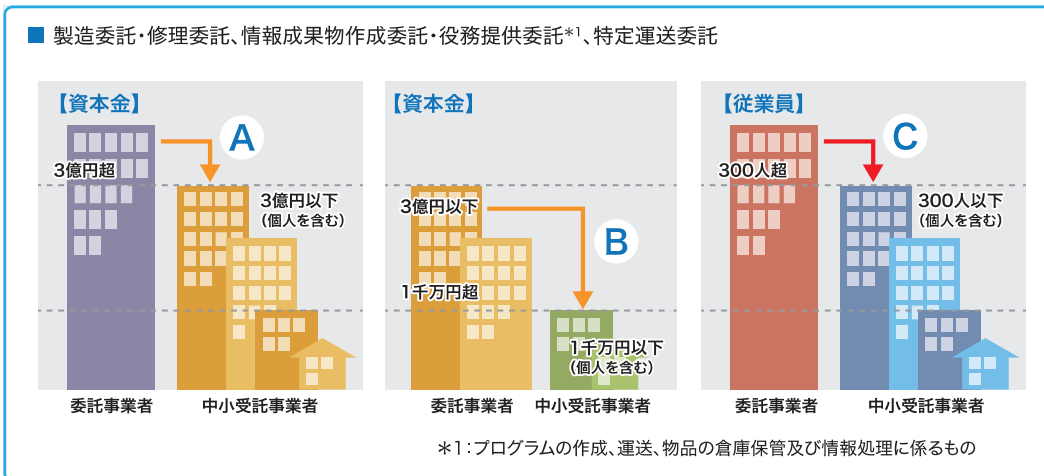
**「取引の内容」と**

**「資本金（①）基準又は従業員（②）基準」**から定めている。

適用対象となる取引の発注者（委託事業者）が、資本金基準又は従業員基準のどちらから1つでも満たす場合には、「優越的な地位にある」ものとして取り扱い、中小受託取引に係る委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することを狙っている。

（①）資本金の額又は出資金の総額。

（②）常時使用する従業員（※）の数。



取適法の適用対象となる取引について正確に特定することが取適法遵守の原点であり、適正な管理・フォローが極めて重要となる。

なお、資本金基準と従業員数基準は選択的な関係にあり、いずれかの基準を満たせば取適法の適用が認められる。

※「常時使用する従業員数」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定する。

→ 常時使用する従業員の具体例

- ・ 正社員
- ・ 契約社員・委嘱社員
- ・ パートタイマー・アルバイト
- ・ 1ヶ月を超えて引き続き使用される日雇い労働者

なお、派遣社員は、派遣元が使用者となるため「常時使用する従業員」には含まれない。

●下請法（旧法）の下では、製造委託等の場合、資本金が3億円以下の企業が発注する場合、対象外であったが、今回改正された取適法では、資本金区分に加え、従業員の区分（基準）が追加された。そこで、常時使用する従業員が300人超の会社、例えば、資本金が3億円以下のアパレル企業や繊維商社であっても、従業員が300名超である場合、中小受託事業者が発注する際は、この規制の対象となる。

## 2. 取適法の対象となる取引類型

取適法の適用対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められている。

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」、「特定運送委託」と大きく5つの取引内容に大別され、適用対象となる取引は多岐にわたる。

### **（1）製造委託（法第2条第1項）**

製造委託とは、物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者へ物品の製造や加工などを委託することをいう。

すなわち、事業者が他の事業者へ、

- ・ 業として行う販売、若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品（その半製品、部品、付属品、原材料及び専らこれらの製造に用いる金型、

木型、治具※その他の物品の成型用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具を含む。）、

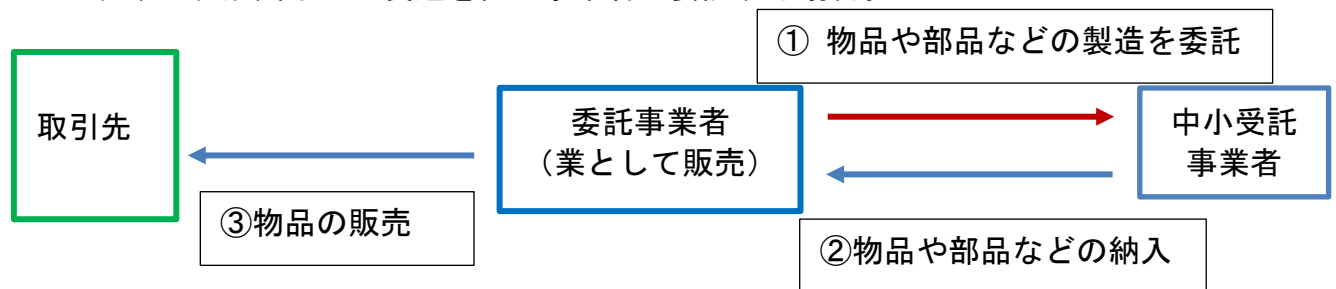
- ・業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料、事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合に、その物品（その半製品、部品、付属品、原材料及び専らこれらの製造に用いる金型、木型、治具※その他の物品の成型用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具を含む。）の製造を委託することをいう。

市販品で一般に販売されている物品を購入する場合には、製造委託にはならないが、市販品にデザインの加工等を委託する場合は製造委託となる。

また、製造委託には、取適法に（類型１～類型４）が記載されている。本ガイドラインでは、特に繊維産業に関連がある【類型１】・【類型２】について、紹介する。（→部分が中小受託取引に該当）。

### 製造委託【類型１】

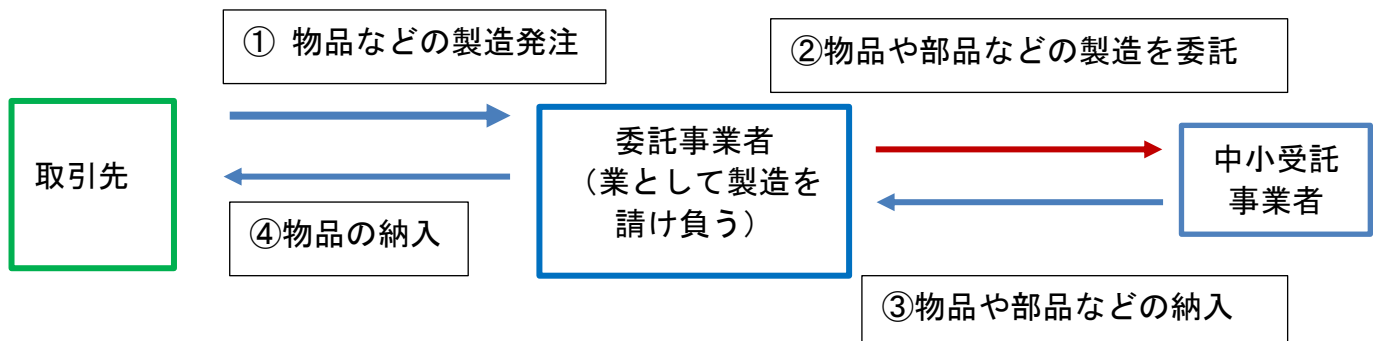
- ・物品の販売を行っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者へ委託する場合。



(例) アパレル企業が、紡績、織物、染色加工、縫製を請け負う事業者へ物品の製造・加工を委託すること。

### 製造委託【類型２】

- ・物品の製造を請け負っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者へ委託すること。



(例)

○繊維商社が、製造を請け負う衣料品の製造・加工を紡績、織物、染色加工、縫製を請け負う事業者へ委託すること。

<用語解説>

- 製造：原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと。
- 加工：原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加すること。
- 物品：有体物をいう。  
※民法上不動産とは、土地及びその定着物をいう。
- 部品：目的物たる物品にそのままの状態に取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物。
- 付属品：目的物たる物品にそのまま取り付けられていたり、目的物たる物品に付属されることによってその効用を増加させる製造物（銘板、ラベル、品質保証書、保護カバー、梱包資材等）。
- 業として：事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。

**（２）修理委託（法第２条第２項）**

修理委託とは、物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自家修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託することである。

**（３）情報成果物作成委託**

情報成果物作成委託とは、ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成作業を委託することである。

自社で使用する情報成果物を社内でも作成している場合に、その全部又は一部を委託することも含まれる。

<用語解説>

情報成果物とは、以下をいう。

(a) プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）

→TVゲームソフト、顧客管理システム 等

(b) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

→TV番組、映画、アニメーション、ラジオ番組 等

(c) 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

→設計図、商品・容器のデザイン、取扱説明書の内容 等

**（４）役務提供委託（法第２条第４項）**

役務提供委託とは、各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った業務の提供を他の事業者へ委託することである。

**(5) 特定運送委託（法第2条第5項）（改正により追加）**

特定運送委託とは、事業者が販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送行為を他の事業者に委託することである。

（例）

○アパレル企業が、製造した物品を販売店等に運送する場合に、その物品の運送を他の事業者に委託すること。

### 3. 委託（発注）事業者の義務

取適法では、製造委託等取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には4つの義務を定めている。たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者には違法性の認識がなくても、これらの規定に抵触するときには、取適法違反となる場合があり、留意が必要である。

#### （1）委託事業者の4つの義務

- ① 発注内容等を明示する義務（法第4条）
- ② 書類等の作成・保存義務（法第7条）
- ③ 支払期日を定める義務（法第3条）
- ④ 遅延利息の支払義務（法第6条）

#### （2）義務の詳細

##### ①発注内容等を明示する義務（法第4条）

口頭発注による様々なトラブルを未然に防ぐため、委託事業者は発注にあたって、発注内容（給付の内容、代金額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければならない。

委託事業者は発注内容等を電磁的方法により明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときには、遅延なく、書面を交付することが必要になる（中小受託事業者の保護に支障が生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はない）。

繊維業界に限らず、違反の種類として、4条明示の不備事例が比較的多く、注文書フォーマットの工夫や実務担当者へのルール遵守の徹底等が必要である。

##### <必要記載事項>

- ①委託事業者及び中小受託事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③中小受託事業者の給付の内容
- ④中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤中小受託事業者の給付を受領する場所
- ⑥中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦製造委託等代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧製造委託等代金の支払期日
- ⑨一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造等委託代金債務相当額を金融機関へ支払う期日

- ⑩電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑪原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

#### ◆違反行為事例

- ・緊急を要するため、委託事業者が中小受託事業者に口頭（電話）で発注し、その後、発注書等で発注内容等を明示しない場合。

#### ②書類等の作成・保存義務（法第7条）

委託事業者は、中小受託事業者に対して製造委託等をした場合は、給付の内容、製造委託等代金の額等について記載した書類等（7条記録）を作成後、2年間保存する義務がある。

##### <必要記載事項>

- ①中小受託事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③中小受託事業者の給付の内容
- ④中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
- ⑤中小受託事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
- ⑥中小受託事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取り扱い
- ⑦中小受託事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
- ⑧製造委託等代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨製造委託等代金の支払期日
- ⑩製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、①当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項②当該支払手段をした日
- ③中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その他その引換えに関する事項
- ⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、①金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期②委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日③その他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑭電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法

- ⑯製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

※電磁的記録の作成・保存について

上記内容を記載した電磁的記録を作成し保存することも可能。

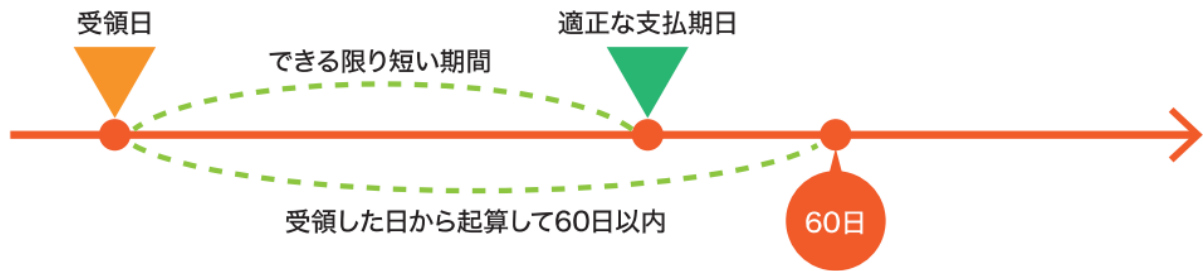
※発注書の写しによる7条記録の代替

発注内容、単価、納期等が記載された書面等の写しを7条記録の一部とすることは可能である。しかし、7条記録は取引の経緯を記載する書類なので、取引開始時に定めた事項のみが記載されている書面等の写しを保存するだけでは、第7条規則の必要記載事項を全て満たすことはできないため問題となることから、追記が必要となる。

③支払期日を定める義務（法第3条）

委託事業者は、中小受託事業者との合意の下に、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、製造委託等代金の支払期日を、物品を受領した日（役務提供委託の場合は、中小受託事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定める義務がある。

→①支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日、②当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えた定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日が支払期日となる。



④遅延利息の支払義務（法第6条）

委託事業者は、製造委託等代金をその支払期日までに支払わなかったときは、中小受託事業者に対し、物品を受領した日（役務提供委託の場合は、中小受託事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

また、委託事業者が中小委託事業者に責任がないにも関わらず、発注時に製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払いをする日までの遺憾につ

いて、減じた額に対して遅延利息を支払う義務が新たに追加される。(遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日)。

この遅延利息は、当事者間で合意して決めた利率に優先して適用される。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。

なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。

## 4. 委託事業者の禁止事項

取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には11項目の禁止事項が定められている。たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の認識がなくても、これらの規定に触れるときには、違法になることになるので、留意が必要。

### (1) 禁止事項（11の禁止行為）

- ① 受領拒否（法第5条第1項第1号）
- ② 製造委託等代金の支払遅延（法第5条第1項第2号）
- ③ 製造委託等代金の減額（法第5条第1項第3号）
- ④ 返品（法第5条第1項第4号）
- ⑤ 買ったたき（法第5条第1項第5号）
- ⑥ 物の購入強制・役務の利用強制（法第5条第1項第6号）
- ⑦ 報復措置（法第5条第1項第7号）
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済（法第5条第2項第1号）
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請（法第5条第2項第2号）
- ⑩ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（法第5条第2項第3号）
- ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）

### (2) 禁止事項の詳細

#### ①受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）

委託事業者が中小受託事業者に対して委託した給付の目的物について、中小受託事業者が納入してきた場合に、委託事業者は中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないにも関わらず受領を拒む場合には、受領拒否に該当する。

※受領とは

中小受託事業者が納入したものを検査の有無に関らず受け取るという行為で、中小受託事業者の納入物品等を委託事業者が事実上支配下におけば受領したことになる。

委託事業者の検査員が中小受託事業者の工場へ出張して検査を行う場合、検査員が出張して検査を開始した日が受領日となる。

※「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がある場合には受領を拒むことができる

- ① 中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なること等がある場合
- ② 中小受託事業者の給付が明示された納期に行われなかったため、給付そのものが不要になった場合

◆違反行為事例（運用基準で掲載されているもの）

＜①－１＞生産計画の変更を理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が既に受注部品を完成させているにもかかわらず、自社の生産計画を変更したという理由で、中小受託事業者に納期の延期を通知し、当初の納期に受領しなかった。

＜①－２＞設計変更を理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が生産を開始したところ、委託事業者はその後設計変更したとして当初委託した規格とは異なる規格のものを納付するよう指示した。この中小受託事業者が既に完成させた旨を伝えると、委託事業者は、当初委託した部品は不要であるとして、同社が生産した部品の受領を拒否した。

＜①－３＞無理に短縮した納期への遅れを理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、当初、発注日の１週間後を納期としていたが急に発注日から２日後に納入するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが委託事業者は中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで中小受託事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産した部品の受領を拒否した。

＜①－４＞受領態勢が整わないことを理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、中小受託事業者に革小物の修理を委託していたが、繁忙期のため自社の受領態勢が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が修理した革小物を受領しなかった。

＜①－５＞取引先の都合を理由とした受領拒否

- ・委託事業者は、中小受託事業者に金属製品の製造を委託していたが、自社の取引先から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した金属製品を受領しなかった。
- ・委託事業者は、中小受託事業者に建装材の製造を委託していたが、自社の販売先が倒産したことを理由に、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した建装材を受領しなかった。

以下、繊維業界において取適法上問題となるおそれがある想定例及び望ましい取引慣行について提示する。

（想定例）

- ・中小受託事業者に対して発注していた委託事業者が、最終ユーザーと打ち合わせを行った際に、最終製品の当初の仕様に不備が見つかり、仕様に変更されたとして途中で仕様を変更し、中小受託事業者が当初の指示に従ってすでに製造していた製品の受領を拒否した。

◆望ましい取引慣行

- ・委託事業者が発注していた仕様を途中で変更する必要があっても、中小受託事業者がすでに製造した製品は受領し、仕様変更によって生じる生産準備に必要とした費用も負担することが望ましい。
- ・委託事業者は取引先からの納期延期を求められても、発注書に記載された指定納期日で、製品の全部を受領できる態勢を確保することが望ましい。

## ②製造委託等代金の支払遅延の禁止（法第5条第1項第2号）

【令和7年度法改正により追加された事項】

### ●製造委託等代金の支払遅延の禁止（法第5条第1項第2号）

委託事業者は物品等を受領した日（役務提供の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内（受領日を算入）に定めた支払期日までに製造委託等代金を全額支払わないと取適法違反となる。

また、製造委託等代金の支払に手形を交付する方法は全面的に禁止されているため、製造委託等代金の支払について、手形を交付すると取適法違反となる。

さらに、金銭及び手形以外の支払手段で支払う場合には、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、取適法違反となる。

したがって、電子記録債権や一括決済方式等（以下「電子記録債権等」という）を用いる場合、電子記録債権等の満期が支払期日よりも後れる場合のほか、記録手数料、割引手数料その他の手数料を中小受託事業者に負担させることで中小受託事業者が支払期日に製造委託等代金を満額受け取れないことになるような場合は、これらの方法は許されない。

※支払遅延：以下の3つに分類される。

- ① 当事者間で支払期日が60日以内に定められている場合は、その支払期日までに支払わないとき
- ② 当事者間で支払期日が60日を超えて定められている場合は、受領日から60日までに支払わないとき（この場合、支払期日設定自体に問題がある）
- ③ 当事者間で支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に支払わないとき

→支払遅延が生じた場合、委託事業者は中小受託事業者に対し、受領後60日を経過した日から支払をする日までの期間について、年率14.6%（昭和45年公正取引委員会規則第1号）の遅延利息を支払う義務がある。

※支払制度

例えば毎月末までの給付の製造委託等金を翌月末に支払う（月末締翌月末払）ことがあるため、取適法の運用に当たり、「受領後60日以内」の規定は「受領後2か月（大の月（31日）、小の月（30日）を問わない。）以内」として換算されるため、支払期間に大の月を含む場合には61日、62日となることも許容される。

※やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

中小受託事業者の責めに帰すべき理由からやり直しをさせた場合、やり直し後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となる。

## ※金融機関の休業日

製造委託等代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払う場合、金融機関の休業日により順延期間が2日以内で、当事者間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されている場合には、受領から60日（2か月）を超えて製造委託等代金が支払われても問題ない。

順延後の支払期日が、受領から60日（2か月）以内の場合は、当事者間であらかじめ合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が2日を超えても問題ない。

### ◆違反行為

#### ①検収遅延

- ・委託事業者が製品の検収が終了していないことを理由として、支払期日に代金を支払わないこと。

#### ②分割納品

- ・委託事業者が製品を分割納品させているにもかかわらず、最終納品時を起算点として全量分の製造委託等代金を支払うこと。

#### ③中小受託事業者との合意

- ・中小受託事業者との間で、支払期日について受領日から60日を超える期日とすることに合意していたため、当該合意日に支払うこと。

#### ④中小受託事業者の納品書等の提出遅れ

- ・中小受託業者からの納品書や請求書の提出が遅れたため、支払期日に支払わないこと。

### ◆違反行為事例（運用基準に掲載されているもの）

#### <②-1> 検収締切制度を採用したことによる支払遅延

- ・委託事業者は、毎月末日納入締切、翌月末日支払とする支払制度を採っていたが、検査完了をもって納入があったものとみなし、当月末日までに納入されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納入があったものとして計上していたため、一部の給付に対する代金の支払が、中小受託事業者の給付を受領してから60日を超えて支払われていた。

#### <②-2> 使用高払方式による支払遅延

- ・委託事業者は、一部の材料について、緊急時の受注に対応するためとして、常に一定量を納入させこれを倉庫に保管し、同社が使用した分についてのみ、代金の額として支払の対象とする使用高払方式を採っていたため、納入されたものの一部について支払遅延が生じていた。

#### <②-3> 支払制度に起因する支払遅延

- ・委託事業者は、自動車部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、毎月25日納品締切、翌々月5日支払の支払制度を採っているため、中小受託事業者の給付を受領してから60日を超えて代金を支払っていた。

<②-4> 請求書が提出されないこと等を理由とした支払遅延

- ・ 委託事業者は、板金の修理等を中小受託事業者に委託し毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を採っているところ、中小受託事業者からの請求書の提出遅れや伝票処理の遅れを理由に、中小受託事業者の給付を受領してから 60 日を超えて代金を支払っていた。

### ③製造委託等代金の減額の禁止（法第5条第1項第3号）

委託事業者は発注時に決定した製造委託等代金を「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず、発注後に減額すると取適法違反となる。

※中小受託事業者の責めに帰すべき理由

以下の場合には、製造委託等代金を減じることができる。

#### ① 受取拒否

- ・ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒んだ場合（ただし、減ずる額は、その給付に係る代金の額に限られる。）
- ・ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付を受領した場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と適合しないこと等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなきとき（ただし、減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）

#### ② 返品

- ・ 中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせた場合（ただし、減ずる額は、その給付に係る代金の額に限られる。）
- ・ 中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付に係るものを引き取らせなかった場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と適合しないこと等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかなきとき（ただし、減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）

※代金の額を「減ずること」とは、

- ・ 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
- ・ 中小受託事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定した場合、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用して製造委託等代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと。
- ・ 委託事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を中小受託事業者の責任によるものとして製造委託等代金の額を減ずること。
- ・ 製造委託等代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。
- ・ 製造委託等代金の支払時に、1円以上を切り捨てて支払うこと。
- ・ 合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。
- ・ 毎月の代金の額の一定率相当額を割戻金として委託事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること。

#### ◆違反行為事例（運用基準で掲載されているもの）

##### <③-1>代金の額から一定額を差し引くことによる減額

- ・委託事業者は、中小受託事業者から納品される部品を使って製作した製品を国内向け及び輸出向けに販売しているところ、輸出向けの製品に用いる部品については、「輸出特別処理」と称して、発注価格（国内向け製品に用いる部品の発注価格と同一）から一定額を差し引いて代金を支払った。
- ・委託事業者は、「製品を安値で受注した」との理由であらかじめ定められた代金から一定額を減額した。
- ・委託事業者は、1か月分の代金を納品締切日（月末）から90日後に現金で支払っていたが、法に違反するとの指摘を受け、60日間早めて翌月末に支払うこととした。委託事業者は、その後、支払期日を早めたことを理由として代金から一定額を減じて支払った。
- ・委託事業者は、自社工場が水害を被ったことを理由に損害回復協力金として代金から一定額を6か月間にわたって減額した。
- ・委託事業者は、月末納品締切翌月末現金支払で代金を支払っているところ、業界他社は4か月（120日）サイトの手形で支払っているとして、代金から一定額を差し引いて支払った。
- ・コンビニエンスストア本部である委託事業者は、消費者に販売する食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、代金から一定額を差し引いて支払った。

##### <③-2>新単価の遡及適用による減額

- ・委託事業者は、4月と10月との年2回、単価の改定を行っているところ、従来は、単価改定時の2か月前頃から改定交渉を開始していたが、上記の単価改定については、需要見通し作業が遅れたため中小受託事業者への発注量が決まらず、このため中小受託事業者との単価改定交渉の開始が遅れ、単価の引下げについての合意をみたのが、新決算期に入った4月20日であった。引下げ後の新単価は、合意日（4月20日）以降に発注する分について適用すべきであるところ、同社は合意日前に発注した分について新単価を適用することにより旧単価と新単価の差額分を減額した。
- ・委託事業者は、自動車等の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて代金を支払った。

##### <③-3>歩引きによる減額

- ・委託事業者は、既製服の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、中小受託事業者に対し、「歩引き」と称して代金の額に一定率を乗じて得た額を代金から差し引いた。

##### <③-4>金利引きによる減額

- ・委託事業者は、手形を交付することによって代金を支払っていたが、支払期日に現金での支払を希望する中小受託事業者に対しては、代金から一定額を割引料として減じて支払った。

<③-5>無理な納期短縮による納期遅れを理由とした減額

- ・委託事業者は、当初、発注日の1週間後を納期としていたが、急に発注日から2日後に納入するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが、委託事業者は中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで中小受託事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。中小受託事業者がその翌日納品したところ、委託事業者は受領したが、納期遅れを理由として代金を減額した。

<③-6>納品数量を増加させることによる減額

- ・委託事業者は、販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、中小受託事業者に対して、代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、代金を減額した。

<③-7>単価の引下げに応じない中小受託事業者に対する減額

- ・委託事業者は、部品の製造等を中小受託事業者に委託しているところ、単価改定の要請に応じない中小受託事業者に対し、「出精値引き」と称して、代金の額を減じた。

<③-8>達成リベートの減額

- ・委託事業者は、自社の店舗で販売する食料品、日用雑貨品等の製造委託に関し、「達成リベート」として、単位コストの低減効果がないにもかかわらず、一定期間における納入金額の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、中小受託事業者に対し、当該一定期間の代金の額に一定率を乗じて得た額を委託事業者の金融機関口座に振り込ませた。

<③-9>システム利用料の減額

- ・委託事業者は、日用品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社の発注業務の合理化を図るために電子受発注システムを導入し、中小受託事業者が得る利益がないにもかかわらず、「オンライン処理料」と称して、代金の額を減じた。

<③-10>1円以上の切捨てによる減額

- ・委託事業者は、自動車の修理業務を中小受託事業者に委託しているところ、支払時に100円未満の端数を切り捨てることにより、代金の額を減じた。

以下、繊維業界において取適法上問題となるおそれがある想定例及び望ましい取引慣行について提示する。

(想定例)

- ・中小受託事業者に対して発注していた委託事業者が、最終ユーザーと打ち合わせを行った際に、最終製品の当初の仕様に不備が見つかり、仕様が変更されたとして途中で仕様を変更し、中小受託事業者が当初の指示に従ってすでに製造していた製品の受領を拒否した。

◆望ましい取引慣行

- ・委託事業者が発注していた仕様を途中で変更する必要があっても、中小受託事業者がすでに製造した製品は受領し、仕様変更によって生じる生産準備に必要とした費用も負担することが望ましい。
- ・委託事業者は取引先からの納期延期を求められても、発注書に記載された指定納期日で、製品の全部を受領できる態勢を確保することが望ましい。

<製造委託等代金の減額（歩引き）>

（想定例）

- ・中小受託事業者は、製品の検品・納品後、発注書などで決められた価格にて請求を行うが、請求前に委託事業者から一方的に取引額に応じて一定額を減額する旨の通知がなされ、委託事業者が支払時に代金を減額した。

<委託事業者による発注の中断・仕様の変更による発注時を下回る代金の支払い>

（想定例）

- ・委託事業者が、作業の途中で当初指示した仕様の変更を申し入れ、中小受託事業者は当初の納期に間に合わないことを説明したが、委託事業者は一方的に仕様を変更し、中小受託事業者はこの変更に対応しようとしたが納期に間に合わず、委託事業者が納期遅れを理由として代金を減額した。
- ・中小受託事業者が、指示された基準を満たして半製品を納入したにもかかわらず、委託事業者は、半製品を加工した最終製品の検査において見つかった不良品の原因は中小受託事業者が行った当該半製品の加工にあったとして、製造委託等代金の額を減額した。

◆望ましい取引慣行

○仕様の変更による価格及び納期の見直し

委託事業者の都合により仕様の変更が生じた場合には、あらためて当事者間で協議し、取り決めるを行うことを要するが、仕掛品の作成費用をはじめ、材料費、人件費等の中小受託事業者に発生した費用を委託事業者が全額負担することはもとより、追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保することが望ましい。

◆具体的な取組例

<仕様変更により追加発生費用を支払っている例>

- ・中小受託事業者が納期の延長なしで仕様変更に対応してくれたため、そのための残業費、休日出勤手当、外注費特急料金等の費用を増額して支払った。

#### ④返品の禁止（第5条第1項第4号）

委託事業者は中小受託事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に不適合がある等明らかに中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると取適法違反となる。

※返品することができる期間

##### ①直ちに発見できる不適合の場合

・ 通常の検査で直ちに発見できる場合 →

発見後速やかに返品

・ 全数検査を行う場合 →

受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品を速やかに返品

・ ロット単位で抜取り検査を行う場合 →

合格としたロットの中の不良品を返品することは不可

ただし、ロット単位で抜取り検査を行う場合であって、以下の条件を全て満たす場合は、返品が認められる。

(a) 継続的取引であること

(b) 発注前に、あらかじめ直ちに発見できる不良品の返品を認めることが合意・書面化されていること

(c) 当該書面と4条明示との関連付けがなされていること

(d) 遅くとも物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までには返品すること

##### ②直ちに発見できない不適合の場合

・ 当該物品等の受領後6カ月以内の返品は問題ないが、6カ月を超えた後の返品は取適法違反となる。

※次のような場合には委託内容と異なること等があることを理由として中小受託事業者はその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

・ 4条明示において委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

・ 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なること等があるとする場合

・ 給付に係る検査を中小受託事業者に文書により明確に委任している場合において当該検査に明らかな手落ちの認められる給付であっても、受領後6か月を経過した場合

・ 委託内容と異なること等のあることを直ちに発見することができない給付であっても、受領後6か月（中小受託事業者の給付を使用した委託事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年）を経過した場合

・ 給付に係る検査を省略する場合

・ 給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を中小受託事業者に文書で委任していない場合

◆違反行為事例（運用基準に掲載されているもの）

＜④－１＞販売期間終了等を理由とした返品

- ・委託事業者は、自己のブランドを付した衣料品を中小受託事業者に作らせ納入させているところ、シーズン終了時点で売れ残った分を中小受託事業者に引き取らせた。
- ・委託事業者は、土産品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、売れ残った商品について賞味期限切れ等を理由に、中小受託事業者に引き取らせた。

＜④－２＞商品の入替えを理由とした返品

- ・委託事業者は、衣料品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自己の店舗における商品の入替えを理由に、中小受託事業者に衣料品等を引き取らせた。

＜④－３＞恣意的な検査基準の変更による返品

- ・委託事業者は、染加工を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者の納品したものをいったん受領した後、以前には問題としていなかったような色むらを指摘して、中小受託事業者に引き取らせた。

＜④－４＞受領後６か月を超えた後の返品

- ・委託事業者は、中小受託事業者から納入された機械部品を受領し、10 か月後に委託内容と異なることがあるとの理由で中小受託事業者にこれを引き取らせた。

＜④－５＞受入検査を行わない場合の返品

- ・委託事業者は、納入された製品の検査を行っていない場合に、中小受託事業者から製品を受領した後に、不良品であることを理由として引き取らせた。

＜④－６＞受入検査を文書で委任していない場合の返品

- ・委託事業者は、受領した商品の検査を自社で行わず、かつ、中小受託事業者に対し、当該検査を文書で委任していない場合に、受領後に不良品であることを理由として、中小受託事業者に引き取らせた。

以下、繊維業界において取適法上問題となるおそれがある想定例及び望ましい取引慣行について提示する。

（想定例）

- ・委託事業者であるアパレルは、中小受託事業者にアパレルの自社ブランド名を付した製品を製造させ納品させた。シーズン終了後、売れ残った製品や、自店舗での商品入替えにより店舗に置かなくなった商品を中小受託事業者に引き取らせた。

◆望ましい取引慣行

- ・委託事業者は発注書に記載された商品について、中小受託事業者の契約不適合による事由以外では返品しないようにする。ただし、契約不適合の内容については事前に双方で書面等にて取り決めておくことが望ましい。

## ⑤買ったたきの禁止（法第5条第1項第5号）

委託事業者が発注に際して製造委託等代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは、「買ったたき」として取適法違反となる。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価である。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱う。

- ・多量の発注をすることを前提として中小受託事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として代金の額を定めること。
- ・量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金の額を定めること。
- ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ・一律に一定比率で単価を引き下げて代金の額を定めること。
- ・委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で代金の額を定めること。
- ・短納期発注を行う場合に、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い代金の額を定めること。
- ・給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常の対価より低い代金の額を定めること。
- ・合理的な理由がないにもかかわらず特定の中小受託事業者を差別して取り扱い、他の中小受託事業者より低い代金の額を定めること。
- ・同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で代金の額を定めること。

### ◆違反行為事例（運用基準で掲載されているもの）

<⑤-1>大量発注を前提にした単価での少量の発注による買ったたき

- ・委託事業者は、単価の決定に当たって、中小受託事業者に1個、5個及び10個製作する場合の見積書を提出させた上、10個製作する場合の単価（この単価は1個製作する場合の通常の対価を大幅に下回るものであった。）で1個発注した。

<⑤-2>産品と同単価での補給品の発注による買ったたき

- ・委託事業者は、中小受託事業者に製造を委託している部品について、量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもか

かわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

#### <⑤-3>代金を据え置くことによる買ったたき

- ・委託事業者は、委託事業者から中小受託事業者に対して使用することを指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコスト、労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、中小受託事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、円高や景気の悪化に伴う収益の悪化を理由として、一部の中小受託事業者に対し、収益が回復するまでの間の一時的な代金の引下げによる協力を要請したところ、中小受託事業者は、委託事業者の収益が回復した場合には代金の額を当初の水準まで引き上げることを条件に受け入れた。その後、円安となり、景気が回復し、委託事業者の収益も回復したところ、委託事業者は、中小受託事業者から、代金の引上げを希望する申出がなされたにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、代金を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、建設資材の製造を中小受託事業者に委託しているところ、従来から製造委託している製品について、価格交渉時に中小受託事業者から環境対策に係る法規制等に対応するためのコストが増大したとして、当該対策費用を代金の額に含めるよう求められたにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に代金の額を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、原材料費が高騰している状況において、集中購買に参加できない中小受託事業者が従来の製品単価のままでは対応できないとして中小受託事業者の調達した材料費の増加分を製品単価へ反映するよう委託事業者に求めたにもかかわらず、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格（集中購買価格）の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

#### <⑤-4>一律一定率の単価引下げによる買ったたき

- ・委託事業者は、国際競争力を強化するためにはコストダウンをする必要があるとして主要な部品について一律に一定率引き下げた額を単価と定めたため、対象部品の一部の単価は通常の対価を大幅に下回るものとなった。

#### <⑤-5>合理性のない定期的な原価低減要請による買ったたき

- ・委託事業者は、委託事業者の取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している中小受託事業者に対して、半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

<⑤-6>納品後の代金の決定による買ったたき

- ・委託事業者は、代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に中小受託事業者と協議することなく、通常対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で代金の額を定めた。(代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、代金の額を定めないまま委託することは、法第4条に違反する。)

<⑤-7>短納期発注による買ったたき

- ・委託事業者は、中小受託事業者との間で単価等の取引条件については年間取決めを行っているが、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。委託事業者は、週末に発注し週明け納入を指示した。中小受託事業者は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした単価で見積書を提出した。しかし、委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常対価を大幅に下回る代金の額を定めた。

<⑤-8>多頻度小口納入による買ったたき

- ・委託事業者は、従来、週1回であった配送を毎日に変更するよう中小受託事業者に申し入れた。中小受託事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で代金の額を定めた。

<⑤-9>その他の買ったたき

- ・委託事業者は、電線等の加工を委託している中小受託事業者に対し、単価改定の際、当該中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常対価を大幅に下回る代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、品質が異なるにもかかわらず海外製品の安価な価格だけを引き合いに出して、十分な協議をすることなく、通常対価を大幅に下回る代金の額を一方的に定めた。

以下、繊維業界において取適法上問題となるおそれがある想定例及び望ましい取引慣行について提示する。

## (イ) 取引量、納期、材料費、労務費等を考慮し、技術的難易度や工数を適切に評価した取引価格の設定と原材料価格、エネルギーコスト等の価格転嫁

### ◆関連法規等に関する留意点

取引製品の単価については、材料費、労務費等の要素に加え、品質や返品への対応などの条件を加味しながら委託事業者と中小受託事業者が十分に協議を行い、両事業者が適正な利益を確保できる程度の合理的な製品単価を設定することが必要である。

また、原材料価格、エネルギーコスト（燃料費、電気料金）の値上がり、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。以降同様）の引上げ等といった外的要因によるコスト増加についても留意すべきである。

そもそも、委託事業者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、製品価格設定の根拠となる見積書が予定する仕様や発注量を真に反映したものであることを確認することが重要である。加えて、中小受託事業者においても、委託事業者に対し製品を作るために必要な工数や技術的難易度、原材料価格等を提示することで、適正な取引価格が設定されるように努めることが重要である。

しかしながら、実際の取引においては、委託事業者が中小受託事業者に対して、技術的難易度や工数を無視して設定した取引価格での納入を求めるとや、原材料価格、エネルギーコスト（燃料費、電気料金）の値上り、最低賃金の引上げ等や、環境保護等のための規制強化に伴うコスト増を認めず、例えば従来での価格での納入を求めることがある。

当該取引が取適法の適用対象となる取引の場合には、このように、委託事業者が中小受託事業者に対して、委託事業者の単価のみを基準として一方的に代金の額を定めた場合や、一方的に従来の価格での納入を要求した場合は、取適法第5条第1項第5号の買いたたきに該当するおそれがある。

そのため、取引価格については、コスト計算等に基づき、中小受託事業者と委託事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。

### (想定例)

- ・ 中小受託事業者が、技術的難易度が高く、相当の手間もかけ品質の高い製品を生産しているにもかかわらず、委託事業者がこうした技術的難易度や工数を適切に評価しないまま、中小受託事業者と十分に協議することなく（注）、従来通りの取引価格での納入を一方的に求めた。
- ・ 中小受託事業者は、電気・ガス料金等の上昇が企業努力で吸収できる範囲を超えたため、エネルギーコストの上昇分を取引価格に反映させたいと委託事業者に求めたにもかかわらず、委託事業者は、「自らの納入先が転嫁を認めない」、「前例がない」、「他社からはそのような相談がない」、「一社認めると他も認めなければならない」又は「定期コストダウンと相殺する」ことを理由として、中小受託事業者の求めを十分に勘案することなく価格を据え置いた。
- ・ 原材料費が高騰している状況において、中小受託事業者は、自社で調達した材料費の増加分や、最低賃金の引上げがされたことによるコスト増を取引価格に反映するよう委託事業者に求めたにもかかわらず、委託事業者は、中小受託事業者と十分に協議することなく、一方的に従来通りの価格とし、特に縫製業の場合、取引価格を長く据え置いている。

#### ◆望ましい取引慣行

上記のコスト増に対応するため、今後の経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、委託事業者と中小受託事業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましく、あらかじめ算定の手法等についても合意しておくことが望ましい。

委託事業者は、中小受託事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議した上で取引対価を決定することが望ましい。

電気料金の値上がりについては、電気料金を本体価格とそれ以外（再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額等）とを分けた取扱が行われることがあるが、電気料金は全体の合計金額が電気料金としてコストとなっているため、電気料金全体の増加を踏まえて価格設定を行う必要がある。

経費を負担する主体を明確にすることによって、コスト管理能力の向上に資し、また原材料価格、エネルギーコスト等の高騰の影響を最小限に抑えようとする両事業者の工夫を引き出す可能性があることに留意すべきである。

また、合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が経営努力の範囲内で対応可能なものであるかについて慎重な検討を行い、経営努力の範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう委託事業者・中小受託事業者が十分に協議を行うことが望ましい。

なお、十分な相互協議が行われていない場合もあるとの声も根強いことから、サプライチェーン内で一部の企業にしわ寄せが生じることのないよう、適正な価格転嫁が行えるよう十分な協議に努めるべきである。

また、仮に、十分な協議の結果として一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提に中小受託事業者が一時的に価格引下げに応じた場合、委託事業者はその合意に基づき取引条件を然るべきタイミングで元に戻すべきことは言うまでもない。

#### ◆具体的な取組例

＜電気料金全体のコスト負担を踏まえ価格を設定している例＞

中小受託事業者は、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額等も含めた実質的なエネルギーコスト負担について、電力会社の協力の下でデータを委託事業者に提示し、これを基に双方合意の上で価格を設定した。

## (ロ) 追加発注等に関する価格取り決め

### ◆関連法規等に関する留意点

追加発注分の生産原価は、初回発注時よりも発注が少量であることが多いため、一般的に初回発注時の原価より高くなりがちである。取適法の適用対象となる取引を行う場合には、委託事業者が一方的に初回発注時と同じ単価（この単価は少量の追加発注分を製作する場合の通常対価を大幅に下回るものである。）で、中小受託事業者に対して少量の追加発注を行うと、取適法第5条第1項第5号の買いたたきに該当するおそれがある。

### (想定例)

- ・初回生産終了後の追加発注分について、生産コストが初回発注分を大きく上回る状況となり、委託事業者から新たに見積りの依頼がなかったために中小受託事業者から単価の値上げを求めたにもかかわらず、委託事業者は、中小受託事業者と十分に協議することなく、一方的に従来通りの初回発注段階を前提とした単価を据え置いた。

### ◆望ましい取引慣行

初回生産終了後の追加発注分の製造委託契約を結ぶ場合には、原材料費等について初回発注時とは異なる条件を加味しながら、委託事業者と中小受託事業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましい。この場合、初回発注終了後、速やかに追加発注分についての支給期間、価格改定の協議が行えるよう、委託事業者が生産状況を明確に伝えることが重要である。また、こうした望ましい取引を実践するためにも、初回発注時における当初の契約の際に、追加発注分（特に、当事者間で合意している最小生産ロット以下の発注となる場合）の支給期間、初回発注終了後の価格決定方法等について、あらかじめ具体的な内容の書面等による合意を取り交わしておくことが望ましい。

なお、納入見込み数と発注数量が乖離する際には、見積り時の条件変化による価格の見直しを進めることも必要である。

### ◆具体的な取組例

#### <追加発注分について発注時にあらかじめ取り決めをしている例>

追加発注分の支給期間について、あらかじめ初回発注分発注時に書面等の取り決めにより価格を決定している。また、追加発注分については所定の割増し率を加算して設定している。

#### <生産情報を的確に通知している例>

中小受託事業者が生産状況及び計画を定期的に通知し、中小受託事業者が不要な原材料等を持たないようにしている。初回発注が終了した場合は速やかに文書で連絡し、追加発注分としての生産計画及び価格改定の協議を実施している。

#### <追加補充分の打ち切りルールなどを改めて再周知した例>

社内ガイドラインの策定を契機として、改めて追加発注分に関するルールを記載した文書を取引先に配布し、取引先への説明会で再周知を行った。

<見積時の条件変化による価格の見直しを事前に合意している例>

初回発注分の見積書に見積価格の前提となる発注数量を明確にしておき、実際の発注数量が当初の±〇%以上変動した場合は、再見積を行う旨を最初の見積書に記載し合意している。

#### (ハ) 配送費用の負担

##### ◆関連法規等に関する留意点

委託事業者の事情により、従来は一回で納入させていた製品を複数回に分けて納品することとした場合、中小受託事業者にとって製品の運賃負担が増す場合がある。取適法の適用対象となる取引を行う場合には、このように取引条件が変更されても、委託事業者が一方的に従来と同様の製造委託等代金で納入させることとしたときは、取適法第5条第1項第5号の買ったときに該当するおそれがある。分割納品時の運賃負担についても、コスト計算等に基づいて、中小受託事業者と委託事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。

##### ◆望ましい取引慣行

製造委託等代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発送量や運搬形態などの条件を加味しながら委託事業者・中小受託事業者が十分に協議を行い、合理的な経費を書面等での取り決めにより設定することが望ましい。

##### ◆荷主の立場からのトラック運送業との適正取引の推進

近年、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、繊維産業としても自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引を推進していくことが一層求められている。

また、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合には特定運送委託として取適法が適用されるほか、荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があるとともに、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。更に、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、繊維産業においても、「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」に記載されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正な運賃水準となるよう配慮する等適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

<参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開>

- ・トラック運送業における適正取引推進ガイドライン：問題となり得る行為と望ましい取引事例
- ・トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等

- ・荷主勧告制度について
- ・運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例

## (二) 一方的な原価低減率の提示

### ◆関連法規等に関する留意点

委託事業者が自社で設定した単価・価格のみを基準として、中小受託事業者にその単価・価格での納入を要求することがある。

また、いわゆるリーマン・ショックや新型コロナ・ショックのような不況時や大幅な為替変動時に協力依頼と称して大幅な原価低減を要求することがある。

原価低減活動は、委託事業者、中小受託事業者双方が継続的な競争力を確保するために行うものである。原価低減活動の結果の取引対価への反映に当たっては、委託事業者と中小受託事業者の双方が協力し、現場の生産性改善などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を基に、寄与度を踏まえて取引対価に反映するなど、合理性の確保に努める必要がある。

取適法の適用対象となる取引を行う場合には、委託事業者が設定した単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で製造委託等代金の額を定めることは、取適法第5条第1項第5号の買いたたきに該当するおそれがある。

また、発注後に委託事業者が設定した単価・価格に基づき一方的に代金を減額することは、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金を減額することを禁止した取適法第5条第1項第3号の代金減額に該当し、取適法違反となる。

### (想定例)

- ・「〇年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を循に、委託事業者であるAパレル企業は半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に製造委託等代金の額を定めた。
- ・委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、品質が異なるにもかかわらず海外製品の安価な価格だけを引き合いに出して、リーマン・ショックなど景気後退時前の取引価格を大幅に引き下げ、通常支払われる単価よりも低い価格に一方的に定めた。
- ・中小受託事業者は、リーマン・ショックなど景気後退時に、景気が回復したら戻すという一時的なものであるとの約束で委託事業者からの〇%に及ぶ原価低減の協力要請を納得して受け入れた。その後、景気の回復及び円高の是正があったところ、中小受託事業者から、価格を元の水準に戻すよう求めたにもかかわらず、委託事業者は、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に価格を据え置いた。
- ・委託事業者は仕入価格の低減要請を行うに際して、合理性を確保するために文書や記録を残さず口頭による削減幅などの示唆や、発注継続を条件として一方的に取引価格を定めた。

### ◆望ましい取引慣行

製品の単価・委託代金について、品質や返品への対応などの条件を加味しながら委託事業者・中小受託事業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を設定することが望ましい。品質に応じた対価が保証されることによって、発注先企業に対し、よ

り高付加価値製品開発のインセンティブを与え、ひいては最終製品の品質向上に資するからである。

また、外的要因等によるコスト増加については、それが経営努力の範囲内で対応可能なものであるかについて慎重な検討を行い、経営努力の範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう委託事業者・中小受託事業者が十分に協議を行うことが望ましい。

さらに、委託事業者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、製品価格設定の根拠となる見積書が予定する仕様や発注量を真に反映したものであることを確認した上で、社内の予算承認を得ることが重要である。

なお、仮に、十分な協議の結果として一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提に中小受託事業者が一時的に価格引下げに応じた場合、委託事業者はその合意に基づき取引条件を然るべきタイミングで元に戻すべきことは言うまでもない。

従前の取引条件を変更し、製品単価を見直す場合における合理的な製品単価の設定とは、例えば次のような場合である。

- ・ 原材料価格等の変動、為替変動など、外的要因の変化により、客観的に価格の増減の影響が生じた中で、当事者間の自由な価格交渉の結果として当該影響を対価に反映させる場合
- ・ 委託事業者からの大量発注、委託事業者と中小受託事業者による工程の見直し、品質の緩和、物流の改善等により、中小受託事業者にも客観的にコスト削減効果が生じ、当事者間の自由な価格交渉の結果として委託事業者の寄与度に応じて当該コスト削減効果を対価に反映させる場合

なお、中小受託事業者が独自に行った生産性改善、省エネ対策など、中小受託事業者のみの努力によるコスト削減効果については、中小受託事業者に帰属すると考えるべきであるが、このような考え方を基本とした上で、その他の要素が適切に加味されて、自由な価格交渉の結果として製品単価の設定が行われることは排除されるものではない。

(合理的な製品単価設定の想定例)

- ・ 委託事業者が課題を投げかけ、中小受託事業者とともに当該課題の解決に取り組む、具体的な貢献を行って、中小受託事業者にも客観的にコスト削減効果が生じ、当事者間の自由な価格交渉の結果として委託事業者の寄与度に応じて当該コスト削減効果を対価に反映させた。
- ・ 委託事業者において為替変動等の外的要因によって、自社の取引条件の改善が生じた際に、中小受託事業者の競争力の強化や長期的な成長を意図して、当該取引条件の改善効果を適切に還元する形で価格に反映した。

(合理的ではない製品単価設定の想定例)

- ・ 中小受託事業者に原価低減目標のみを提示し、コスト削減を求めたものの、具体的な貢献は行わずに、中小受託事業者の努力によってコスト削減効果が生じたにもかかわらず、委託事業者は、そのコスト削減効果を自社に還元する形で価格に反映するよう求めた。
- ・ ある委託事業者が中小受託事業者に配慮した製品単価の設定を行ったところ、その旨を知り得た別の委託事業者が当該中小受託事業者にも原価低減余力が生じたと判断し、更なる価格低減要請を行った。

#### ◆具体的な取組例

＜一律の値下げは行わないよう指導を行っている例＞

原価低減は、品番毎にコスト削減のポテンシャルを評価して合理的な根拠に基づいて交渉し、一律の値下げは行わないよう購買関係者を指導している。

＜取引先とのワークショップなどを行っている例＞

社内でコスト削減のプロジェクトを編成し、取引先と協業ワークショップを開催し、各種のコスト低減のアイデアを出し合うとともに、その評価も協業で行い、実現させる取組を行っている。

＜根拠を明確にした原価低減の取組例＞

根拠のない値下げではなく、コストの中身や課題を明確にし、課題解決を図ること、仕入先とWIN-WINの関係を構築するため、定期的な価格改定要請を取り止めた。

#### （ホ）見積時の単価で見積時よりも少ない量による発注（取引条件の変更）

#### ◆関連法規等に関する留意点

委託事業者が大量生産を前提とした見積時の予定単価（この単価は少量生産する場合の通常の対価を大幅に下回るものである。）に基づき一方的に製造委託等代金の額を定め、実際には見積時よりも少ない量を発注することは、取適法第5条第1項第5号の買いたたきに該当するおそれがある。実際の発注時に生産量の変化が生じた場合は、実際の生産量に基づいたコスト計算等により、委託事業者と中小受託事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。

#### ◆望ましい取引慣行

##### ○見積時の条件変化による価格の見直し

見積りにおける納入見込み数が発注時に大幅に減少するなど、製品単価が変動する状況が発生した場合は、委託事業者と中小受託事業者が十分に協議を行い、合理的な製品単価を再設定することが望ましい。製品の生産数量が変動すれば、必要となるコストも変動するため、当該製品の製造単価が変動することは合理的である。また、こうした望ましい取引を実践するためにも、製品単価を定める際には、その前提である見積りにおける納入見込み数を明確にし、この見込み数に対し一定以上の変動があった場合には製品単価を再設定することをあらかじめ取り決めることが望ましい。

#### ◆具体的な取組例

＜適正な見積額を算出している例＞

材料費、工数の実績値、生産予定数等を入力すると見積単価が算出できるシステムを導入し、生産予定数量の変動に伴う、製品価格の再見積を迅速に行えるようにしている。

＜見積時の条件変化による価格の見直しを事前に合意している例＞

量産品の見積書に見積価格の前提となる発注数量を明確にしておき、実際の発注数量が当初の±〇%以上変動した場合は、再見積を行う旨を最初の見積書に記載し合意している。

## ⑥購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）

委託事業者が、中小受託事業者に注文した給付の内容を維持するため等の正当な理由がないのに、委託事業者の指定する製品（含む自社製品）・原材料等を強制的に中小受託事業者を購入させたり、役務（保険、リース等）を強制的に中小受託事業者を利用して対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、取適法違反となる。

### 違反のおそれがある行為事例

- ・ 購買・外注担当者等製造委託等取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者を購入・利用を要請すること。
- ・ 中小受託事業者毎に目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。
- ・ 中小受託事業者に対して、応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。
- ・ 中小受託事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。
- ・ 中小受託事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に中小受託事業者に物を送付すること。

### ◆違反行為事例（運用基準で掲載されているもの）

#### <⑥-1> 自社製品の購入強制

- ・ 委託事業者は、自社製品のセールスキャンペーンに当たり、各工場の購買・外注担当部門等を通じて中小受託事業者に対し、中小受託事業者ごとに目標額を定めて、自社製品の購入を要請し、購入させた。
- ・ 委託事業者は、自社製品拡販運動を実施するに当たり、自社工場入口に「当社製車両以外構内乗入れは御遠慮下さい。」と表示した看板を立て、中小受託事業者が納入のため他社製車両で乗り入れる都度「他社製車両乗入れ願」を提出させるとともに、納入カード・納品書に「納入は当社の車でお願ひします。」と表示して、中小受託事業者に自社製車両の購入を要請し、購入させた。
- ・ 委託事業者は、自社製品の販促キャンペーンを実施するに当たり、中小受託事業者も販売の対象とし、購買・外注担当者を通じて中小受託事業者に自社製品の購入を再三要請し、購入させた。
- ・ 委託事業者は、自社の取扱部品の販売キャンペーンとして、購買・外注担当者と協力工場との会議の席上及び協力工場の製品納入時に、当該部品の販売先の紹介を要請するとともに、中小受託事業者の紹介先の購入実績を購買・外注窓口に貼り出すこと等により、紹介先のない中小受託事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

#### <⑥-2> 取引先製品の購入強制

- ・ 委託事業者は、自動車部品の組立加工等を委託している中小受託事業者に対し、外注担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの自動車の販売先を紹介するよう要請し、紹介先のない中小受託事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

#### ＜⑥－３＞自社が指定する役務の利用強制

- ・委託事業者は、物品の製造委託をする際に、インターネットを利用する方法により明示することとしたところ、中小受託事業者に対して、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、自ら指定するインターネット接続サービス提供事業者と契約しなければ、今後、製造委託をしない旨を示唆し、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者との契約を解除させ、当該事業者と契約させた。
- ・委託事業者は、中小受託事業者に対し、自ら指定するリース会社から工作機械のリース契約を締結するよう要請したところ、中小受託事業者は既に同等の性能の工作機械を保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、再三要請し、リース会社とのリース契約を締結させた。

#### ⑦報復措置の禁止（第５条第１項第７号）

委託事業者が、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由として、その中小受託事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取り扱いをすると同法違反となる。

#### ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（法第５条第２項第１号）

委託事業者が中小受託事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を中小受託事業者に支払わせたり製造委託等代金から控除（相殺）させたりすると取適法違反となる。

##### ◆違反行為事例

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

## ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法第5条第2項第2号）

委託事業者が、中小受託事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となる。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣等の要請が該当。

### ◆違反のおそれがある行為事例

- ・ 購買・外注担当者等受託取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・ 中小受託事業者毎に目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・ 中小受託事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・ 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・ 委託事業者が製品の製造委託を行った際に、発注書面上の給付の内容に当該製品の図面や製造ノウハウが含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて当該図面を無償で納品するよう中小受託事業者に要請すること。

### ◆違反行為事例（運用基準で掲載されているもの）

#### <⑨-1> 協賛金等の提供要請

- ・ 委託事業者は、食料品の製造を委託している中小受託事業者に対して年度末の決算対策として、協賛金の提供を要請し、委託事業者の指定した銀行口座に振込みを行わせた。
- ・ 委託事業者は、繊維製品の製造を委託している中小受託事業者に対し、購買担当者を通じて自社が発行する製品カタログ製作のための協賛金を提供させた。
- ・ 委託事業者は、食料品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先に支払っているセンターフィーの一部を負担させるため、中小受託事業者に対し、センターフィー協力費として、代金の額に一定率を乗じて得た額を提供させた。

#### <⑨-2> 返品時における送料の負担要請

- ・ 委託事業者は、衣料品等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、販売期間終了後、中小受託事業者が納品した衣料品等の在庫商品の返品を行うに当たり、中小受託事業者に対し、返品に係る送料を負担させた。（この場合、販売期間終了後の在庫商品の返品についても法に違反する。）

#### <⑨-3> 展示用商品の提供要請

- ・ 委託事業者は、インテリア製品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、自社のショールームに展示するため、中小受託事業者に対し、展示用のインテリア製品を無償で提供させた。

#### <⑨-4> 設計図等の無償譲渡要請

- ・委託事業者は、中小受託事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、中小受託事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、中小受託事業者が作成した図面、加工データ等を、対価を支払わず、提出させた。
- ・委託事業者は、建設機械部品等の製造を委託している中小受託事業者に対し、委託内容にない金型等設計図面等を無償で譲渡させた。

#### <⑨-5> 型・治具の無償保管要請

- ・委託事業者は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該中小受託事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。
- ・委託事業者は、自動車用部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。
- ・委託事業者は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が所有する金型・治具の廃棄には委託事業者の承認を要することとした上で、当該機械部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者は無償で金型・治具を保管させた。

#### <⑨-6> 受領拒否に伴う商品の無償保管要請

- ・委託事業者は、食品用包装資材等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した食品用包装資材等を受け取らず、その期日以降、別途納入を指示するまでの間、中小受託事業者に対し、無償で当該食品用包装資材等を保管させた。（この場合、当該食品用包装資材等の受領拒否についても法第5条第1項に違反する。）

以下、繊維業界において取適法上問題となるおそれがある想定例及び望ましい取引慣行について提示する。

#### (イ) 初回発注終了後の追加発注分の支給に備えた物品の保管

##### ◆関連法規等に関する留意点

- ・生地、原材料、その他必要な物品（以下、「物品」という）の所有者が委託事業者である場合と中小受託事業者である場合のいずれの場合にしても、初回発注後の追加発注分の支給等に備えて委託事業者が中小受託事業者に対し、物品の保管を要請することがある。
- ・取適法の適用対象となる取引を行う場合には、委託事業者が長期にわたり使用されない追加発注分の物品を中小受託事業者は無償で保管させることは、この物品が転用・転売不可能であり、双方の事前の取り決めがない場合には、取適法第5条第2

項第2号の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、取適法違反になるおそれがある。また、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、委託事業者が協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定することは、取適法第5条第2項第4号の協議に応じない一方的な代金決定に該当し、取適法違反になるおそれがある。

(想定例)

- ・ 初回発注が終了した後、委託事業者が、自己の一方的な都合で自己の大量の物品保管を中小受託事業者は無償で求めたため、中小受託事業者がその保管費用の負担を求めたところ、委託事業者は「他社からはそのような相談はない」、「(発注内容に予めそのような取り決めがないにもかかわらず) 製品価格に含まれている」などと言って、費用負担を認めなかった。
- ・ 委託事業者が、自己の一方的な都合で自己の大量の物品保管を中小受託事業者は無償で求めたため、中小受託事業者が初回発注終了から一定期間が経過した物品について破棄又は転用・転売の了解を求めたところ、委託事業者は「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、実質的に中小受託事業者は無償で物品を保管することを求め続けた。

#### ◆望ましい取引慣行

- ・ 物品の保管は、柔軟な生産体制の構築のためにメリットがある面もある。
- ・ 委託事業者は、物品の所有権が委託事業者・中小受託事業者のいずれに帰属するかを契約上明確にした上で、必要に応じ、中小受託事業者と協議の上、物品の保管に必要なコストを負担し、製品製造終了から一定期間経過した物品は委託事業者が引き取るか、費用を負担した上で中小受託事業者に破棄又は転用・転売させるような取り決めを、製品発注時点で結ぶことが望ましい。
- ・ また、取り決めがない物品についても、中小受託事業者は、製品製造終了から一定期間が経過した物品について委託事業者に引取り、破棄又は転用・転売を要請し、委託事業者は物品の必要性を十分考慮した上で、引取り、破棄又は転用・転売、若しくは必要なコストを負担した上での継続保管要請を行うことが望ましい。
- ・ 取引が多段階にわたる場合、サプライチェーンの川上に位置する中小受託事業者（縫製工場等）が直接の取引先である委託事業者に物品の引取り、破棄又は転用・転売を要請しても、当該委託事業者はさらにその先のサプライチェーンの川下に位置する委託事業者（小売り等）から当該製品の製造終了の見通しに関する情報を得られないと、要請に応じて現状を変更することは一般に困難であることから、川下に位置する委託事業者ほど、物品の必要性について十分な情報提供及び考慮が必要である。

#### ◆具体的な取組例

＜物品廃棄や転用・転売の基準を明確にし、適正にその費用を支払っている例＞

- ・一定期間使用していない物品は廃棄又は転用・転売の了解を得るという取り決めになっており、委託企業の承認を得てからその費用を受領し、廃棄している。

＜物品廃棄や転用・転売の手続を定めて運用している例＞

- ・物品廃棄や転用・転売については、ルール（製品生産打ち切り後〇年の時点で、受注が過去〇年間に〇個の物品等）を明確にしており、取引先からそれらの基準をもとに物品の廃棄又は転用・転売申請書を提出してもらい検討している。

＜物品廃棄や転用・転売のルールの周知状況を確認している例＞

- ・自社の物品廃棄や転用・転売のルールが取引先にどの程度周知されているかを調査し、改めて取引先にそうしたルールの周知徹底を行っている。

＜発注元主導で物品の廃棄又は転用・転売通知等を行っている例＞

- ・取引先からの申請を得て廃棄又は転用・転売する制度に加えて、物品の管理番号を簡素化するとともに、発注側から「この物品を廃棄又は転用・転売してもよい」との通知も行うこととした。

＜契約を取り交わし、物品保管の期間及び数量を最小限にとどめ、保管費用の支払いを行っている例＞

- ・物品の所有権はすべて発注者にあり、量産終了後に物品保管に関する書面等で契約を結び委託事業者が中小受託事業者に保管費用を支払い、中小受託事業者が物品を一定期間（2年間）保管している。契約期間終了後は、原則物品は廃棄又は転用・転売するが、委託事業者が中小受託事業者に要請した場合には、再契約を行い同様に委託事業者負担で中小受託事業者が物品を保管している。

#### （ロ）不利な取引条件の押しつけ

##### ◆関連法規等に関する留意点

- ・最終ユーザーからクレームがあった際、当該クレームの原因が中小受託事業者の責任により生じたか否かが判然としないにもかかわらず、一方的に中小受託事業者の責任とし、中小受託事業者に最終ユーザーに対する損害賠償を含むクレーム対応を無償で行わせることは、取適法第5条第2項第2号の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、取適法違反となるおそれがある。

##### ◆望ましい取引慣行

- ・補償に関しては、あらかじめ責任分担の基準を書面等による取り決めにより明確にしておくことが必要であるが、補償問題が生じた場合には、双方が明確な根拠を持ち寄り、協議を行うことが重要である。

#### ◆具体的な取組例

＜補償に関するガイドラインを作成し協議している例＞

- ・ 補償の責任分担の取り決めに関しては、基本契約に明記することとしており、十分な協議を行うこととしているが、補償についてのガイドラインを社内で作成し、書面等であらかじめ提示して、責任分担を協議している。

#### (ハ) 契約外の作業の押しつけ

##### ◆ 関連法規等に関する留意点

- ・ 委託事業者が自社内の超過勤務削減の観点で物品の製造を委託している中小受託事業者に、本来委託事業者内で行う商品発注のために必要なデータのシステム入力作業を無償で行わせることは、取適法第5条第2項第3号の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、取適法違反となるおそれがある。

##### ◆ 望ましい取引慣行

- ・ 発注する業務の範囲に関しては、あらかじめ責任分担の基準を書面等による取り決めにより明確にしておくことが必要である。

#### (二) 生機・加工品の無償保管要請

##### ◆ 関連法規等に関する留意点

- ・ 委託事業者から製品の加工等を委託している中小受託事業者に対して、生機・加工品等を無償で保管させることは、契約や契約の更新等に際して、コストアップの反映や保管期間等について適切に協議がなされていない場合には、取適法第5条第2項第3号の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、取適法違反となるおそれがある。

##### ◆ 望ましい取引慣行

- ・ 生機の染色加工等については、発注者(テキスタイル・コンバーター等)が受注者(染色加工業)に依頼する場合、色加工指図書が発行をもって発注となるため、受注者は、事前に生機の保管期限、加工数量・投入日、納期、染色仕上げ後の生地の保管期限等について協議を行った上で書面化することが望ましい。

## ⑩ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（法第5条第2項第3号）

委託事業者が中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の取消し若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると取適法違反となる。

### ※「給付内容の変更」

「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、4条明示に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることで、発注の取消し（契約解除）もこれに該当する。

### ※「やり直し」

「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

給付内容の変更・やり直しにより、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは中小受託事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、委託事業者がその費用を負担しないことは、中小受託事業者の利益を不当に害することとなる。

必要な費用を委託事業者が負担する等により、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

## ◆違反行為事例

### ・販売不振を理由とした発注取消し

委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、中小受託事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消した。

### ・設計変更を理由とした発注内容の変更

委託事業者は、部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、中小受託事業者にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

### ・恣意的な検査基準の変更によるやり直し

委託事業者は、中小受託事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた製品について、検査基準を一方的に変更し、中小受託事業者に無償でやり直しを求めた。

### ・取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等

委託事業者は、顧客からの要請を理由に、当初の納期を変更せずに追加の作業を行わせ、それらに伴う人件費増加等が生じたにもかかわらず、そのために必要な費用を負担しなかった。

◆違反行為事例（運用基準で掲載されているもの）

＜⑩－１＞販売不振を理由とした発注取消し

- ・委託事業者は、中小受託事業者に部品の製造を委託し、これを受けて中小受託事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、中小受託事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消した。

＜⑩－２＞設計変更を理由とした発注内容の変更

- ・委託事業者は、部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、中小受託事業者にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

＜⑩－３＞恣意的な検査基準の変更によるやり直し

- ・委託事業者は、中小受託事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、中小受託事業者は無償でやり直しを求めた。

＜⑩－４＞取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等

- ・委託事業者は、印刷・製本等を中小受託事業者に委託しているところ、顧客からの要請を理由に、当初の納期を変更せずに追加の作業を行わせ、それらに伴う人件費増加等が生じたにもかかわらず、そのために必要な費用を負担しなかった。
- ・委託事業者は、自動車の修理を中小受託事業者に委託しているところ、顧客から修理の依頼を取り消されたため、それまでに中小受託事業者が要した費用を負担することなく、発注を取り消した。
- ・委託事業者は、機械部品の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先からの発注内容が変更されたことを理由として、中小受託事業者に対し、やり直しをさせ、それによって生じた費用を負担しなかった。
- ・委託事業者は、食品用包装容器の製造を中小受託事業者に委託しているところ、取引先からの要請により当初の発注から仕様を変更したため、その対応のために大幅に増加した人件費の負担を中小受託事業者から求められたことを理由に、その費用を負担せず、発注を取り消した。

以下、繊維業界において取適法上問題となるおそれがある想定例及び望ましい取引慣行について提示する。

（イ）発注時数量を下回る納品数量への発注量の変更

◆関連法規等に関する留意点

- ・取適法の適用対象となる取引を行う場合には、委託事業者が、必要な費用を負担することなく、発注時に決定した数量を下回る納品数量に発注量を変更した場合、取適法第5条第2項第3号の不当な給付内容の変更に該当するおそれがあるので留意が必要である。

◆望ましい取引慣行

○予定数量に満たない数量への変更

市場環境の変化に伴う生産計画の変更等により、当初予定数量に満たない数量に発注量を変更せざるをえなくなった場合には、あらかじめ書面等による取り決めにより中小受託事業者が生産準備に必要とした費用を委託事業者が負担することが望ましい。この際、費用には設備投資や原材料調達コスト、資金調達コスト等が含まれ、これらを委託事業者と中小受託事業者が十分協議の上、中小受託事業者に負担がかからないように委託事業者の負担を決定することが望ましい。

(ロ) 発注内容変更に伴う費用の押しつけ

◆関連法規等に関する留意点

当初の発注から仕様や納期が変更となるなどにより、中小受託事業者の給付内容が変更になり、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じることがある。

取適法の適用対象となる取引を行う場合には、このように、委託事業者が、自己の都合で発注内容を変更したにも関わらず、中小受託事業者が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担しない場合には、取適法第5条第2項第4号の不当な給付内容の変更該当し、取適法違反となるおそれがある。

◆望ましい取引慣行

○仕様の変更による価格及び納期の見直し

委託事業者の都合により仕様の変更が生じた場合には、仕掛品の作成費用をはじめ、材料費、人件費等の中小受託事業者に発生した費用を委託事業者が全額負担することはもとより、追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保することが望ましい。

(ハ) 書面等記載の給付内容不明確による追加費用の押しつけ

◆関連法規等に関する留意点

また、検収の結果、無償で中小受託事業者にやり直しを求める場合においては、納品されたものがいわゆる「4条明示」に記載された給付の内容（仕様等）を満たさず、その原因が中小受託事業者の責めに帰すべきものであることが必要である。4条明示に記載された給付の内容が明確でない場合に、必要な追加費用を委託事業者が負担することなくやり直しをさせると、取適法第5条第2項第3号にいう不当なやり直しに該当し、取適法違反となるおそれがあるので、この点にも留意が必要である。

さらに、委託事業者が、必要な追加費用を負担することなく、給付の受領以前に発注内容の変更（仕様変更等）を行った場合もやり直しの考え方と同様である。

なお、取適法で認められているやり直し又は給付内容の変更については、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、かつ、通常の検査で直ちに発見できない不適合があるときには、原則として1年以内に限ってやり直させることが認められているが、1年を超えた後にやり直させると取適法違反となるので注意が必要である。

## ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止（法第5条第2項第4号）

中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すると取適法違反となる。

※「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

※「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。

※「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

※「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。

### ◆想定される違反行為事例（運用基準に掲載されているもの）

#### <⑪-1>拒否等により委託事業者が協議に応じない例

- ・中小受託事業者が、量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価が適用された場合

#### <⑪-2>詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例

- ・中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など。以下同じ。）に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合

#### <⑪-3>中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例

- ・ 中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合
- ・ 中小受託事業者が委託事業者による原価低減要請に関し、その理由に関する説明を求めたのに対し、要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の代金の額から引き下げた額を代金の額と定めた場合

## 5. 取適法違反時の勧告・罰則等

中小受託事業者からの申し立てによる調査、公正取引委員会・中小企業庁からの書面調査等により、委託事業者の取適法違反が判明した場合には、以下の行政指導である勧告がなされたり、刑事罰が科せられたりすることがある（※同法第8条、第9条、第10条、第14条～第16条）。

### （1）違反の場合の行政指導（勧告等）

公正取引委員会は、違反委託事業者に対して勧告等の行政指導を行う。勧告した場合は、原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁は、違反委託事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

業所管大臣は、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

#### （勧告の例）

- （1）受領拒否：受領をするよう勧告
- （2）支払遅延：対価を支払うよう勧告、及び遅延利息（14.6%）を支払うよう勧告
- （3）製造委託等代金の減額：減じた額の支払いを勧告
- （4）返品：返品した物を引き取るよう勧告
- （5）買ったたき：製造委託等代金額を引き上げるよう勧告
- （6）購入・利用強制：購入させた物を引き取るよう勧告
- （7）報復措置：不利益な取り扱いをやめるよう勧告
- （8）有償支給原材料等の対価の  
早期決済の禁止：
- （9）不当な利益の提供要請：
- （10）不当なやり直し等：
- （11）一方的な代金決定：

中小受託事業者の利益を保護するために  
必要な措置を採るよう勧告

**違反内容・社名を公表**

### （2）違反の場合の罰則

次の通りの違反をした場合は、両罰規定により、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（50万円以下の罰金）。

- ①発注内容等の明示義務違反
- ②書類等の作成及び保存義務違反
- ③報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ④立入検査の拒否、妨害、忌避

## 【参考】受託中小企業振興法の振興基準

振興基準は、中小受託事業者の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として受託中小企業振興法第3条の規定に基づき定められている。

また、振興基準は、主務大臣(中小受託事業者、委託事業者の事業を所管する大臣)が必要に応じて中小受託事業者及び委託事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

振興基準は、昭和46年3月12日に策定・公表され、その後の経済情勢の変化等を踏まえて改正されている。令和7年5月に、下請代金支払遅延等防止法(下請法)及び下請中小企業振興法(振興法)の改正されたことを受け、直近では、令和7年10月1日、①振興基準の趣旨・理念の明記、②中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記、③振興事業計画の活用促進、④振興基準を活用しやすく整理(例:「交渉」に関する規定の集約など)、⑤「下請」等の用語の見直しに関する事項等が改正された。

### (参考) 振興基準の近年の改正

平成28年12月14日には、「未来志向型の取引慣行に向けて(平成28年9月15日公表)」に基づき、取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化など、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記するなど、所要の改正が行われた。

平成30年12月には、取引適正化のフォローアップ調査結果等を踏まえ、新たな課題に対応するため、契約条件の明確化と書面交付、大企業間の取引における支払方法、下請事業者が製造した型代金の支払方法、働き方改革の実現を阻害するような取引慣行の改善、事業承継や天災等への対応について追記するなど、所要の改正が行われた。

令和2年1月には、令和元年12月に取りまとめられた型取引の適正化推進協議会報告書の内容を踏まえ、型取引の適正化に関する記載が改められた。取りまとめられた本ガイドラインは振興基準に則して運用していく。

令和3年3月には、「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」及び「知的財産取引検討会」の結果を踏まえ、手形等のサイト及びコスト、知的財産の取り扱いに関する記載が改められた。

さらに、令和6年3月、労務費の指針に基づく発注側・受注側の行動に関する事項や、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すことに関する事項等が改正された。

【振興基準の項目立て】

前文	
第1	中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
第2	発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
第3	中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
第4	対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
第5	中小受託事業者の連携の推進に関する事項
第6	中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
第7	受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
第8	受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

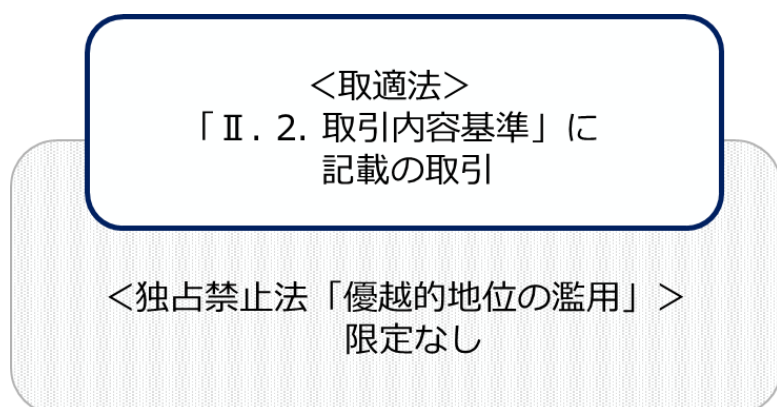
## 【参考】取適法及び独占禁止法上の留意事項

～優越的地位にある事業者であれば取適法対象でなくとも要注意～

取適法は、対象となる委託事業者に対して、発注内容等の明示等の4つの義務及び買いたたきの禁止等の11の禁止行為を規定しており、これらの義務や禁止行為に反する行為は原則として取適法違反となる。

取適法が取引の内容及び資本金・従業員により区分される委託事業者・中小受託事業者間の取引にのみ適用されるのに対して、独占禁止法は、取引の種類や事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。

つまり、取適法は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に当たる行為をより効果的に規制する必要があることから立法化された、独占禁止法の補完法であるため、取適法の適用対象とならない取引を行う場合であっても、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に不当に不利益を与えるときには、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題を生じることがある。



「優越的地位の濫用」とは、(ア)『優越的地位』(＝自己の取引上の地位が相手方に優越していること)を利用して、その地位を(イ)『濫用』(＝正常な商慣行に照らして不当な行為)することをいう。そのため、どのような者が「優越的地位」に該当し、どのような行為が「濫用行為」に該当するのか否かが問題となる。

(どのような者が「優越的地位」に該当するか)

まず、「取引上優越した地位にある場合」(＝優越的地位)とは、取引の相手方にとって、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、その判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他当該取引先と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されることとされている。

(どのような行為が「濫用行為」に該当するか)

次に、「濫用行為」(＝正常な商慣行に照らして不当な行為)に関しては、取適法が「買いたたきの禁止」等の11種類の具体的な行為を「禁止行為」として規定している点が参考になる。

優越的地位にある事業者が取適法で禁止されている行為を行った場合には、それが取適法の適用対象とならない場合であっても、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題を生じやすい。

優越的地位にある事業者は、取引の相手方が中小企業であれ、大企業であれ、取適法又は独占禁止法上の問題が生じないよう特に注意が必要である。

なお、独占禁止法の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)により、優越的地位の濫用の規定の一部は、独占禁止法第2条第9項第5号として法定化され、一定の条件を満たす場合には、課徴金納付命令の対象となった。同規定に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日公正取引委員会)において明らかにされている。

## 【参考】不正競争防止法への対応

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、刑事罰の対象にもしている。

平成21年の不正競争防止法の改正（平成22年7月1日施行）において、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為や、消去すべきものを消去したように偽装する行為等が新たに刑事罰の対象となっている。中小受託事業者との取引に際しては、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する等、中小受託事業者に損失を与えることがないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

なお、経済産業省においては、事業者等が保有する技術・ノウハウ等の重要な情報が、「営業秘密」として不正競争防止法により保護されるために求められる秘密管理の水準・具体的な秘密管理方法や、処罰対象となる行為、ならない行為等について記載した「営業秘密管理指針（改訂版）」を公表しており、事業者等においては、同指針等を参考にして、自社が保有する技術・ノウハウ等を適切に管理するとともに、他社の営業秘密を不正に侵害したりすることがないよう、積極的・具体的な措置を講じることが望まれる。